

公 表 第 2 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年8月28日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
96	上下水道部	営業管理課 浄水管理センター	<p>第4章 各論 3. 営業費用①(旅費～賃借料) ③結果 (意見2)在庫管理表(下表参照)と無料出庫分の問題点 「筑後川のめぐみ」について在庫の管理が正確に実施されているという心証を得ることができなかった。まず、有料分と無料分を分けて記入していくが、出庫数の記載単位が本数ではなくケース単位となっている。これは、有料分が箱売りに限定していることによるものであろうと考える。因みに、平成29年度の出荷実績は有料分が172ケースで、無料分が788ケースと記載されている。無料分はイベント時の来場者への配布用、浄水場見学者への配布用として使用しており、本来は1本ごとの管理が必要な出庫と考えられるが、実際の運用は浄水場見学者への配布について在庫管理表の備考欄に本数を記載することにより情報を補完している。このような記載が容認されているのは、本数による現物管理を実施していないからである。一旦開封したケースは在庫管理表上、消費したと看做され現物管理の範囲外となる。浄水場の備蓄倉庫、見学者用ルームも視察したが、開封されたケースの中に存在する分とディスプレイ用として置いてある分は在庫管理の対象となっていなかった。 (意見2への改善策) 在庫管理表における入出庫データの記録を実態に合わせ、原則本数単位にて日々管理するなどその運用を変更する方が望ましい。また在庫の保管場所の一覧表を作成し、定期的に実地棚卸(在庫確認)を行い管理表と実数の照合作業を実施していくことにより適切な在庫管理が可能になると考えられる。</p>	意見	<p>在庫管理については、令和元年度より本数単位での管理に変更しております。また、在庫の保管場所の一覧表を作成し、定期的に棚卸しを実施するように致しました。</p>
128, 129, 130	上下水道部	経理課 上水道整備課	<p>第4章 各論 5. 有形固定資産① (意見2) 工事完成に際する契約履行に関して (ア)意見の趣旨 工事が完成した場合、検査を実施して合格が否か確認し、確認がとれた後、受渡となり契約の履行が完了する。これに関連し、精査を行った35契約について、工事完成の通知から検査実施までの日数、検査完了から受渡までの日数及び完成通知から受渡までの日数を確認したところ、以下のとおりであった。なお、いずれも初日は算入せず、検査はすべて合格であり手直し工事が必要となった契約はなかった。このように、工事完成から検査実施・受渡まで、比較的速やかに実施された契約もあるものの少数であり、契約によっては1か月近く(あるいは1か月以上)経過しているものもあり、平均は、完成から検査実施まで8.1日、検査完了から受渡まで8.3日、トータルでは16.4日となっており、それぞれ1週間以上要しているという状況であった。契約上は、検査実施までは完成通知から2週間以内、受渡と同時履行となる代金支払いは完成通知から40日以内となっていることから、1契約を除き約定違反はないが(もつとも当該契約も、年末年始をはさんだ検査実施であり営業日ベースで確認すれば14日以内に検査実施していると思われる。)、工事の完成から検査実施、検査完了から受渡まで可能な限り速やかに実施されることが望ましく、平均して各1週間以上を要しているのは望ましいことではない。したがって、可能な限り速やかな受渡実現ができるよう改善が望まれる。 (イ)改善の方向性 時間を要する原因を精査することが重要である。 検査を実施する人員配置(人員確保・日程調整等)の問題か、検査実施後の書類作成上の問題か、書類作成後の決裁手続の問題か、そのいずれでもあるのかなど、時間を要する原因を精査してそれぞれの改善策を検討する必要がある。</p>	意見	<p>完成届から受渡までに期間を要している要因として、完了検査において手直し指示まで至らない「検査指摘事項」について、改善報告までに日数を要していることが考えられます。 これにつきまして、改善報告に要する日数の短縮を目的に、以前の検査での指摘事項をファイリングし注意点を常時閲覧できるようにするとともに、さらにそれを事前に請負業者等へ伝えるなどにより、完了検査にて指摘を受けないようにするまたは指摘項目を減らすための改善を図り、短縮に繋げました。</p>
150	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 6. 有形固定資産② (意見4) まず、建設仮勘定に係る残高明細の管理方法を見直すことが必要である。起工番号より平成何年の工事等であることを読み取る必要があり効率性が悪い。起工番号の中にはH20などといった平成何年を記載されていない工事も見受けられることから、即時に起工番号の記載方法を見直すべきである。また、供用開始予定欄の不明という言葉は使用せず、工事の延期又は中止決定年月日、工事の延期又は中止の理由、工事の開始の見込み等具体的な内容を記載する項目へ変更することが必要である。工事内容については経理課以外の担当部課の担当者が内容を把握しているという属人的な状況にあり、経理課と担当部課との情報共有が適時に図られていないため、建設仮勘定の残高明細の資料は残高管理のみの管理に留まっている。したがって、経理課担当者は担当部課へ工事内容を確認し、起工番号、供用開始予定欄の記載方法を見直し、建設仮勘定の残高明細が久留米市企業局に帰属する工事の実態を表す内容とすべきである。</p>	意見	<p>建設仮勘定の管理表を作成しているが、記載方法の統一化を行い、「供用開始予定欄」には、より具体的な内容を記載するなど修正を加えたいと考えております。</p>
171	上下水道部	経理課 上水道整備課	<p>第4章 各論 7. その他 (意見4) 期末の未払金残高は翌期4月におおむね支払いされ解消されている。サンプリングにより完成日を確認したところ、久留米市管工事協同組合に対するもので平成29年6月、7月、10月、12月に完成しているものがあつた。久留米市管工事協同組合は沿革と経緯によれば、久留米市を中心とした公益工事の拡大に対応するため、工事の安定受注と業界の資質向上、経営の効率化を目的としたものである。そうであるならば、所属組合員の資金繰りを含めた財政基盤の安定性を担保する必要があるのではないか。仮に、完成日から未払金の解消までに期間があることが、請求手続き等の事務処理上の問題であるならば、改善し、適切な回転期間において未払金の解消を図ることが、公益性の観点から重要であり、業界全体の活性化という観点からも必要である。</p>	意見	<p>工事完了後早急に未払金の解消が行えるよう担当者およびチーム内で情報を共有し取り組んでまいります。 また、久留米市管工事組合に対し、検査完了後可能な限り速やかに工事代金の請求を行ってもらうとともに、組合員に周知を図ってもらうよう要請いたしました。</p>